令和８年度 会計年度任用職員 採用試験 受験案内

船 橋 市 放 課 後 ル ー ム 主 任 支 援 員

＜令和９年４月１日採用予定＞
船橋市教育委員会教育総務課

筆記試験　令和８年１２月１３日（日）

受付期間　≪郵送のみ≫

令和８年１１月２日（月）～令和８年１２月２日（水）（消印有効）

１　試験区分、採用予定者数および受験資格

試　験　区　分	採　用 予定者数	受　　験　　資　　格
放課後ルーム主任支援員	２０名 程度	支援員として、放課後児童健全育成事業に従事した経験が３年以上ある人、または令和９年３月３１日までに３年を満たす人

注意）活字印刷文による出題に対応できる人が受験できます。

２　報　酬

時　　給	年　　収
１，８８３円（予定）※1 ※2 ※3	約４０７万円（期末・勤勉手当含む）※1 ※4 ※5

※1　主任支援員としての継続勤務年数に応じて号給が加算される場合があります（最大1,９０４円まで）。
また、報酬は人事院勧告等に準拠した常勤職員の給料表を基に算出していることから、改定等が行われた場合は、時給及び期末・勤勉手当は変動する可能性があります。

※2　上記報酬は令和８年度の水準による参考額です。

※3　その他、市の規程に従って費用弁償として通勤費用相当分を支給する場合があります。

※4　年収は一会計年度を通じて任用された職員について、６月、１２月の期末・勤勉手当が１００％支払われた場合の参考額です（通勤費用は月額１万円で計算）。

※5　別途、税金・保険料等が差し引かれます。

３　欠格条項

上記の受験資格を満たしている人でも、次のいずれかに該当する人は受験できません。

① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

② 船橋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人

③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第５章に規定する罪を犯し刑に処せられた人

④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（神経衰弱を原因とするもの以外）も欠格条項に該当します。

⑤ 令和８年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）に基づく誓約書の提出がない人

4　筆記試験の日時・試験会場・内容等

日　　時	令和８年１２月１３日（日）　　午前９時３０分集合 ※集合時間までに必ず着席できるようにしてください。
試験会場	船橋市役所１１階１１３会議室（船橋市湊町２丁目１０番２５号） ※市役所閉庁日のため、地下１階「時間外・休日通用口」からご入場ください。
持 ち 物	受験票、ボールペン（黒）、ＨＢのシャープペンシル又は鉛筆、消しゴム、時計（時計以外の機能を有するスマートウォッチや携帯電話等の使用は不可）

内　　容	
筆　記　試　験 （６０分）	一般教養（義務教育に対応できるレベル）及び放課後児童健全育成事業の運営に関する問題を中心とした筆記試験

5　面接試験の日程等

日　　程	令和８年１２月１７日（木）予定
試験会場	詳細は、筆記試験の際に通知します。

内　　容	
個　別　面　接	詳細は、筆記試験の際に通知します。

6　合格者の発表

試験の結果は令和９年１月末までに合否を問わず書面により本人に通知します。試験に合格した方は、放課後ルーム主任支援員の登録者となります。電話、はがき等での合否の問い合わせにはお答えできません。

なお、受験資格がないこと、受験申込書その他提出書類の記載事項が正しくないことが明らかになった場合、受験資格を満たすことができないことが明らかになった場合、若しくは採用時に必要な書類の提出が無い場合は、採用を取り消すことがあります。

7　採用予定時期・任用期間

任用期間は原則として、令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までの予定です。翌年度以降も職が存続するときは、ご本人の意向及び所属長の評価に基づき、再度任用されることがあります。

8　試験結果の情報提供について

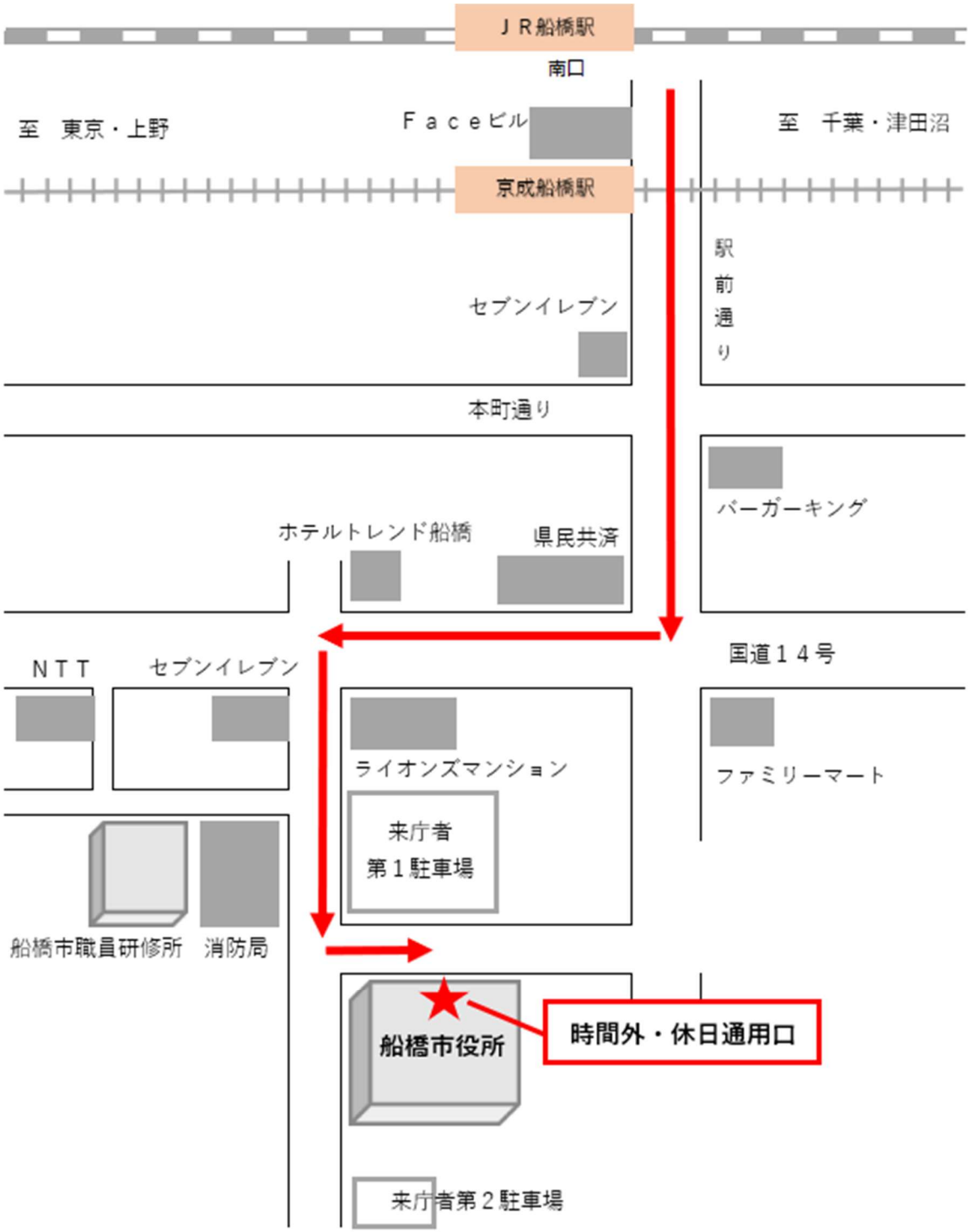
不合格者は、この採用試験の結果等について、口頭（対面）により照会することができます（下表参照）。

なお、電話、はがき、Ｅメール等による照会及び代理人への情報提供はできませんので、受験者本人が試験の結果通知及び運転免許証等本人を確認できる書類を持参のうえ、直接教育総務課へお越しください。

対象者	内　容	期　間	場　所
採用試験不合格者	採用試験の総合得点と合格必要点	試験の結果発表から１か月	船橋市役所７階 教育総務課

＜試験会場案内図＞

船橋市役所　１１階　１１３会議室　（船橋市湊町２丁目１０番２５号）
※市役所閉庁日のため、地下１階 時間外・休日通用口からご入場ください。
（ＪＲ総武線・京成本線・東武アーバンパークライン　船橋駅下車　各徒歩約１５分）



※来庁者第１駐車場（市役所の手前）および第２駐車場（市役所の奥）をご利用いただけます。試験会場に駐車券をご持参ください。

あなたの疑問にお答えします・・・・・？！

事業について

Ｑ１．放課後ルーム主任支援員は、どのような仕事を行うのですか？

Ａ１．主任支援員は、支援員の業務に加え、施設の円滑な運営を行うため、次の業務を行う。

・園長、保護者、学校等との調整。
・緊急時の連絡対応窓口。
・事務、管理的な業務の調整・確認。
・活動内容の調整・確認。
・業務分担の指示等とりまとめ、放課後ルーム内の意見調整。
・経験の浅い職員への指導助言。
・その他所属長又は園長が必要と認めた事項。

受験について

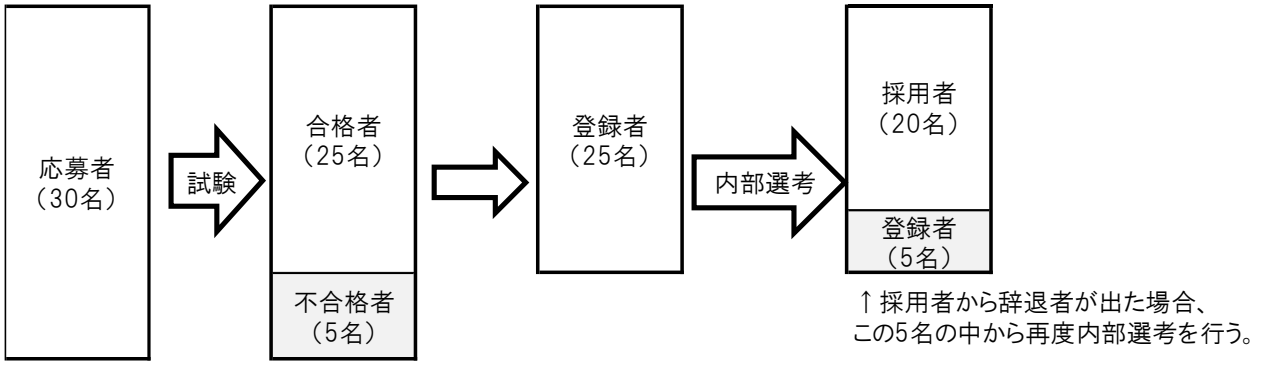
Ｑ１．船橋市民でなくても受験できますか？

Ａ１．住所要件は設けていません。受験資格を満たしている方であれば、市内外を問わず受験することができます。

Ｑ２．試験に合格すれば必ず採用されますか？

Ａ２．今回の試験で一定の基準を満たした方は合格し、登録者（採用候補者）となります。登録者の人数が採用予定人数を超えていた場合、試験に合格していても採用されない可能性があります。採用予定者の辞退や退職等により欠員が生じた場合は、登録者の中から再度選考を行います。

〇採用までのフロー（イメージ図）



Ｑ３．主任支援員の試験に合格したが定員に欠員のない場合、支援員として勤務することはできますか？

Ａ３．定員の充足によりただちに主任支援員として勤務できないときは、支援員として勤務することは可能です。なお、その場合は支援員としての勤務条件で勤務することになります。年度の途中で定員に欠員が生じたときは、年度途中でも主任支援員として採用される可能性があります。

勤務条件について

Ｑ１．放課後ルーム主任支援員はどのような身分でしょうか？

Ａ１.身分は令和２年４月１日に施行された地方公務員法に定めるパートタイムの会計年度任用職員(非常勤の地方公務員）となります。常勤職員と同様、各種服務規律が課されることとなります。

Ｑ２．勤務場所はどこですか？

Ａ２．具体的な勤務（配属）場所は、採用時に決定します。ただし、入所児童数の増減等により、任用期間中に勤務場所が変更になることがあります。なお、市内の小学校の学校内及び学校近くの専用施設等を利用して５５カ所で実施しています。

Ｑ３．勤務時間はどうなるのですか？

Ａ３．放課後ルームは原則日曜日、祝休日、年末年始を除いて開所しています。通常の開所時間は１２時３０分～１９時、土曜日及び夏休み等の学校休業日は８時～１９時となります。そのなかで１日６時間及び１週間５日（勤務時間３０時間）を原則としてローテーションにより勤務します。また、状況により時間外勤務を命じられる場合があります。

Ｑ４．休暇はあるのですか？

Ａ４．年次有給休暇は、４月採用の場合は原則として年間１０日与えられます。選挙権その他公民権を行使する場合、親族に不幸があった場合などには別途特別休暇の制度があります。夏季休暇等の制度もあります。

Ｑ５．社会保険や労働保険に加入するのですか？

Ａ５．健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより加入します。業務上及び通勤中のケガ等についても労働者災害補償保険法が適用となります。また、健康診断、年齢により生活習慣病予防健診等を行います。

研修制度について

Ｑ１．研修はあるのですか？

Ａ１．採用前（３月上旬を予定）に研修を行い、市職員として必要な基本的知識やマナーをはじめとして、「放課後ルーム」の役割や仕事の内容について学びます。また、採用後も年２回程度の研修を実施しています。

受　験　手　続

１　申込書の記入

申込書の裏面をよく読み、申込書の必要事項はすべて本人が記入し、必ず写真（縦４cm×横３cm）を貼り付けてください。写真裏面に氏名を記入のうえ枠内に貼付してください。

２　申込方法

申込書・こども性暴力防止法に基づく誓約書を船橋市教育委員会教育総務課まで受付期間内に郵送してください（直接持込提出は不可）。

封筒に必ず住所・氏名を明記し、封筒の表に「放課後ルーム主任支援員　受験申込」と朱書きしてください。

３　申込受付期間

令和８年１１月２日（月）～令和８年１２月２日（水）※消印有効

４　注意事項

受験資格がないこと、受験申込書その他提出書類の記載事項が正しくないことが明らかになった場合、受験資格を満たすことができないことが明らかになった場合、若しくは採用時に必要な書類の提出が無い場合は、採用を取り消す場合があります。

問い合わせ・書類提出先

船橋市教育委員会教育総務課人事係
〒２７３－８５０１　船橋市湊町２丁目１０番２５号
℡　０４７－４３６－２８０４

令和８年度　船橋市放課後ルーム主任支援員
採用試験受験申込書　＜令和９年４月１日採用予定＞

私は、船橋市放課後ルーム主任支援員採用試験に申し込みます。

なお、私は、受験案内に掲げてある受験資格をすべて満たしております。また、この申込書のすべての記載事項に相違はありません。

応募職種			受験番号	
放課後ルーム主任支援員			※	
ふりがな		生年月日	性別	写真
氏名		昭和・平成 年　月　日生	男・女	(縦4cm×横3cm) 申込前３カ月以内に撮影した脱帽、上半身、正面向きで鮮明なもの。裏面に氏名、生年月日を必ず記入し、貼り付けてください。写真が貼っていない場合は受け付けません。
現住所	〒　— 電話（　）　— 連絡先　携帯（　）　—			

注）受験資格：支援員として、放課後児童健全育成事業に従事した経験が３年以上ある人

支援員としての従事期間	従事施設名	所在地
年　月　日から 年　月　日まで		
年　月　日から 年　月　日まで		
年　月　日から 年　月　日まで		

資格	お持ちの資格があれば○を付けてください。	資格取得等（見込）年月
	１　教諭　（幼稚園・小学校・中学校・高等学校）	年　月（取得・見込み）
	２　保育士　・　社会福祉士	年　月（登録・見込み）
	３　放課後児童支援員認定資格	年　月（取得・見込み）

令和８年度

＜令和９年４月１日採用予定＞

船橋市放課後ルーム主任支援員

採用試験　受験票

受験番号
※
ふりがな
氏名

試験日時　令和８年１２月１３日（日）
午前９時３０分集合

試験会場　船橋市役所１１階１１３会議室
船橋市湊町２丁目１０番２５号

連絡先　船橋市教育委員会教育総務課
０４７（４３６）２８０４

注）裏面の注意事項をよく読んでください。

※欄は、記入しないでください。

注　意　事　項

1　当日は、表面の時刻までに必ず着席できるように余裕をもって集合してください。

2　受験の際は、**受験票、ボールペン（黒）、ＨＢの鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、時計（時計以外の機能を有するスマートウォッチや携帯電話等の使用は不可）**を持参してください。

3　携帯電話等の電源は、必ず切ってから試験会場に入ってください。また、**試験時間中に携帯電話等を時計がわりに使用することは禁じております**ので、時計をお持ちください。

4　試験は午前中で終了する予定です。

5　試験会場内での、喫煙は禁止します。また、会場周辺も同様とします。

（きりはなしてはいけません）

記　入　上　の　注　意

1　記載事項に不正があると、船橋市放課後ルーム主任支援員として採用される資格を失うことがあります。

2　記入は、ボールペン(黒)を用い、ていねいに書いてください。※消せるボールペンは使用しないでください。

3　※印欄は記入しないでください。

4　資格欄は、該当する資格区分に〇を付け、資格取得等（見込み）年月を記入し、（取得・見込み）または（登録・見込み）に〇を付けてください。

5　受験申込書と受験票は、切り離さないで提出してください。

6　受験票には、氏名のみを記入してください。

こども性暴力防止法に基づく誓約書

私は、採用選考に際し、以下の事項を誓約いたします。

１．私は、裏面記載の、令和８年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）第２条第８項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。

※なお、本誓約書署名時に同法第２条第７項第６号が委任する政令が制定されていない場合であっても、青少年健全育成条例や迷惑防止条例等の条例における同号イからニに定める行為に対する罰則について、前科がないこと（当該前科に係る特定性犯罪事実該当者に該当しないこと）を、本誓約書をもって誓約いたします。

２．採用選考の過程で提出する書類及び申告する内容はすべて事実であり、事実と異なる申告は一切いたしません。

令和　　年　　月　　日

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（裏面）参照条文

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。